

1 卸売市場法の改正に伴う大阪市中央卸売市場業務条例の改正

- ❑ 法に規定されていた取引規制の見直し等を内容とする改正卸売市場法が令和2年6月21日に施行されることに伴い、本市では、中央卸売市場業務条例を改正する必要がある。

2 改正卸売市場法・基本方針に定める卸売市場の位置付け

卸売市場の役割・機能

- ❑ 卸売市場が食品の流通において、生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしている。
- ❑ 卸売市場が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。
- ❑ 卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される。

消費者ニーズ等への対応

- ❑ 生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応のためには、卸売市場を含めて新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。

公共性の確保

- ❑ 流通が多様化する中で、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。
- ❑ 地方公共団体を始めとする開設者は、地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズに応えつつ、高い公共性を果たす必要がある。

3 本市の考え方

- ❑ 本市中央卸売市場は、大阪市を中心とする大都市圏における消費地市場であり、今後も食品等の流通の核としての役割を果たしていく必要がある。
- ❑ 流通構造の変化に対応して、取引の自由度を高めることにより、市場内事業者がそれぞれの強みを発揮して集荷力・販売力を強化し、新たな需要の開拓や付加価値の向上に取り組むことで「市場の活性化」を図り、より一層、産地や市民等消費者から信頼され、選ばれる市場を目指す。
- ❑ 市民等消費者のニーズに応え、安全・安心な生鮮食料品を適正な価格で安定的に供給して高い公共性を発揮することで、「市民の利益」に資する。
- ❑ 改正卸売市場法及び基本方針の趣旨を踏まえ、「市場の活性化」、「市民の利益」を柱とした所要の条例等の業務規程の改正を行う。

4 改正のポイント

市場の活性化＝流通構造の変化への対応、卸・仲卸の持つ強みの発揮、集荷力・販売力の強化、新たな需要の開拓・付加価値の向上

- ❑ 卸売業者、仲卸業者、本市の役割を規定することで、市場の機能を明らかにする。（別紙１）
- ❑ 集荷力・販売力を強化して多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう、基本的に取引規制は緩和することとし、第三者販売の禁止、商物一致の原則、直荷引きの禁止は、いずれも条例で規定しない。
- ❑ 卸売業者・仲卸業者間の協議の場を本市が設置し、取引に係る情報共有・取引上の課題への対応や、事業者・開設者の連携により市場の活性化に取り組む。（別紙２）

市民の利益＝安全・安心な生鮮食料品の安定的な供給、適正な価格形成、市民等消費者のニーズへの的確な対応

- ❑ 市長が卸売業者の許可、仲卸業者・売買参加者の認定を行うことで、売買取引の秩序を維持し、卸売市場が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の機能を発揮する。
- ❑ 取引の実績報告を義務付け、第三者販売、商物分離取引、直荷引きの状況も含め、開設者が取引の実態を把握することで、適切な指導監督を行う。
- ❑ 食の安全・安心を確保するため、引き続き物品の品質・衛生管理に係る措置を規定する。